

## 横浜市なしの木学園条例の一部改正について

### 1 趣旨

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号）」（以下、「整備法」という。）が制定され、平成 24 年 4 月 1 日に児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正されます。

この改正に基づき、施設の種別名称や条項等を改正内容に対応させる必要が生じたため、横浜市なしの木学園条例（以下「条例」という。）の一部改正を行います。

### 2 改正内容

#### (1) 児童福祉法の一部改正に伴う改正

##### ア 施設の種別名称の一本化

障害児の入所施設については、これまで障害別に分かれていた施設の種別名称が「障害児入所施設」に一本化されます。

このため、なしの木学園の施設の種別名称を「知的障害児施設」から「障害児入所施設」に改めます。また、事業の名称や関係規定の引用条文に変更が生じるため、条例の該当部分を改めます。

##### イ 18 歳以上の入所者への対応

18 歳以上の入所者及び今後 18 歳に達する入所者に対しても、引き続き支援を継続する必要があるため、暫定的な措置として、なしの木学園において障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスによる支援を行うことができるよう、新たに附則第 4 項から第 6 項までに規定を追加します。

#### \* 参考 1 児童福祉法の一部改正に伴う改正内容

##### 【ア：施設の種別名称の一本化】

<現 行>

知的障害児施設、肢体不自由児施設  
盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設 等

<改正後>

障害児入所施設

##### 【イ：18 歳以上の入所者への対応】

<現 行>

##### 知的障害児施設

根拠法：児童福祉法

対 象：原則 18 歳未満

※18 歳以上については、退所先がない  
など本人の福祉を損なう恐れのある  
場合に、例外的に継続して入所が  
可能（適用条文：第 63 条の 2 等）

<改正後>

##### 障害児入所施設

根拠法：児童福祉法

対 象：18 歳未満

##### 障害者施設（施設入所支援、生活介護）

根拠法：障害者自立支援法

対 象：18 歳以上

※暫定的措置：最大 6 年間（予定）

○なしの木学園の入所者の現状【長期入所者 42 名の内訳（平成 24 年 2 月 1 日現在）】

18 歳以上：13 名、中学校・高等学校在籍児童：23 名、小学生以下在籍児童：6 名

## (2) 障害者自立支援法の一部改正に伴う改正

障害者自立支援法第5条第8項の「児童デイサービス」に関する規定が削除されること等に伴い、なしの木学園が行っている短期入所に関する規定の引用条文の項が繰り上がるため、条例の該当部分を改めます。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

#### \* 参考2 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「整備法」という。)について

##### 【制定の経緯】

「障害者自立支援法」を廃止し、障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により、平成21年12月に内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」で議論が開始され、将来的な障害保健福祉施策の見直し(障害者総合福祉法(仮称))が行われるまでの間のつなぎの法律として成立し、平成22年12月に公布されました。

##### 【概要】

整備法の中で、児童福祉法及び障害者自立支援法等の一部改正(※)が規定されており、その施行日は平成24年4月1日となっています。主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 利用者負担の見直し(負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上も明確化)
- ② 障害者の範囲の見直し(障害者の範囲に発達障害も含まれることが法律上も明確化)
- ③ 相談支援の充実(相談支援体制の強化及び、支給決定プロセスの見直し)
- ④ 障害児支援の強化(施設の種別名称の一本化、通所支援の実施主体を市町村に一本化、在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者は障害者自立支援法で対応))
- ⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実(重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設等)

(※) この他に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法等の改正も行われています。

#### \* 参考3 なしの木学園の概要

なしの木学園は知的障害のある児童が入所する施設として、入所児童を保護するとともに、生活支援や独立自立に必要な知識技能を与える等の支援を行っています。

○所在地：横浜市泉区下飯田町330

○定員：50人(長期入所46名、短期入所4名、日中一時支援の受入れ)

○建築年月：昭和55年11月1日<松風学園(健康福祉局所管)の児童寮が独立する形で整備>

\* 参考 4 横浜市なしの木学園条例 (抜粋) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第42条に規定する<u>知的障害児施設</u>として、横浜市なしの木学園(以下「施設」という。)を横浜市泉区に設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第7条第3項に規定する知的障害児施設支援</u></p> <p>(2) 知的障害のある児童を対象とする障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条第9項</u>に規定する短期入所</p> <p>(3) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第3条第1号に規定する<u>知的障害児施設支援</u>を受けるため施設を利用する者(法第27条第1項第3号の規定により利用する者を除く。)は、<u>法第24条の2第2項</u>の規定により定められた<u>知的障害児施設支援に係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額</u>を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第3条第2号に規定する短期入所のため施設を利用する児童(法第21条の6の規定により利用する児童を除く。)の保護者は、障害者自立支援法<u>第29条第3項</u>の規定により定められた短期入所に係る<u>費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額</u>を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第42条に規定する<u>障害児入所施設</u>として、横浜市なしの木学園(以下「施設」という。)を横浜市泉区に設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>知的障害のある児童を対象とする法第7条第2項に規定する障害児入所支援</u></p> <p>(2) 知的障害のある児童を対象とする障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条第8項</u>に規定する短期入所</p> <p>(3) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第3条第1号に規定する<u>障害児入所支援</u>を受けるため施設を利用する者(法第27条第1項第3号の規定により利用する者を除く。)は、<u>法第24条の2第2項第1号</u>の規定により定められた<u>法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る費用の額及び法第24条の2第1項に規定する入所特定費用の実費相当額</u>を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第3条第2号に規定する短期入所のため施設を利用する児童(法第21条の6の規定により利用する児童を除く。)の保護者は、障害者自立支援法<u>第29条第3項第1号</u>の規定により定められた<u>同法第5条第8項に規定する短期入所に係る費用の額及び同法第29条第1項に規定する特定費用の実費相当額</u>を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p>

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>(利用者に係る特例措置)</u></p> <p><u>4 施設は、第3条に規定する事業のほか、当分の間、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）のうち次に掲げるものを対象とする障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 平成24年4月1日以後18歳に達する者で、18歳に達する日の前日に施設において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けていたもの（18歳に達する日以降引き続き法第24条の24又は第31条第2項の規定の適用を受けることとなる者を除く。）</u></p> <p><u>(2) この項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けようとする日の前日において法第24条の24又は第31条第2項の規定の適用を受け施設において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けていた者</u></p> <p><u>(3) 平成24年4月1日の前日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の法第63条の2第1項又は第63条の3の2第1項の規定の適用を受け施設において同法第7条第3項に規定する知的障害児施設支援を受けていた者</u></p> <p><u>5 前項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けるため施設を利用する者（知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。）は、障害者自立支援法第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>6 第6条第4項の規定は、前項の使用料について準用する。</u></p>